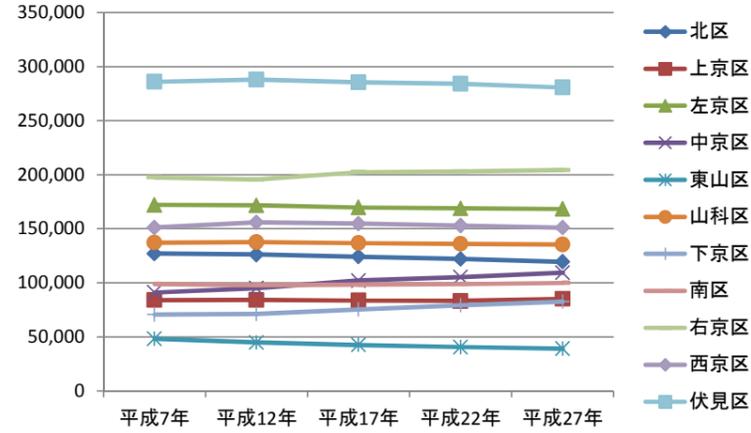


別紙2 京都市の基礎データ及び地区計画等の取組状況

各区の状況

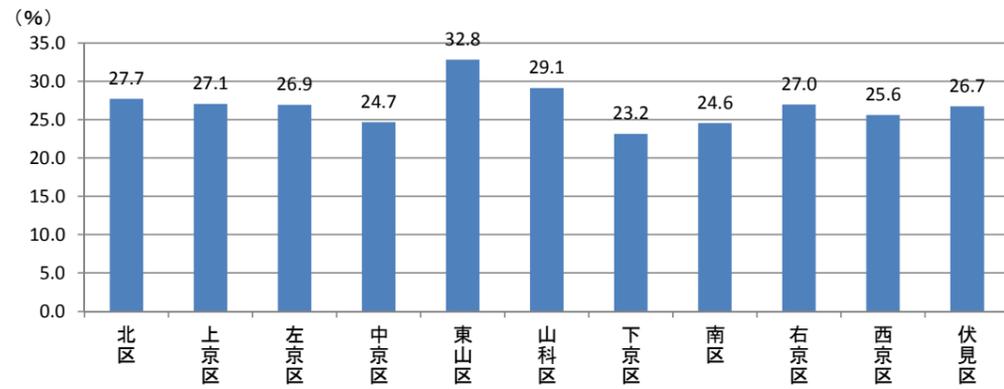
■人口（平成7年→27年）



区	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
北区	127,078	126,125	124,266	122,037	119,474
上京区	84,061	84,187	83,534	83,264	85,113
左京区	172,030	171,556	169,587	168,802	168,266
中京区	91,062	95,038	102,129	105,306	109,341
東山区	48,241	44,813	42,464	40,528	39,044
山科区	137,104	137,624	136,670	136,045	135,471
下京区	70,662	71,212	75,437	79,287	82,668
南区	98,905	97,820	98,193	98,744	99,927
右京区	197,600	195,573	202,356	202,943	204,262
西京区	151,118	155,928	154,756	152,974	150,962
伏見区	285,961	287,909	285,419	284,085	280,655

出典：国勢調査

■高齢化率（平成27年）



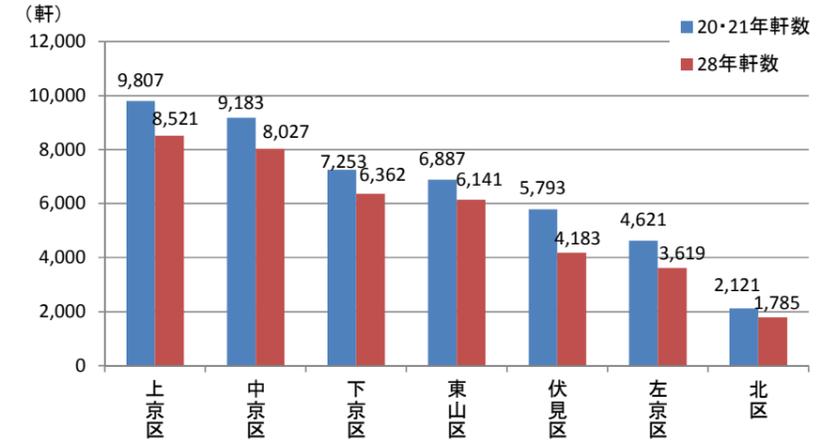
出典：国勢調査

■空き家数（平成25年）



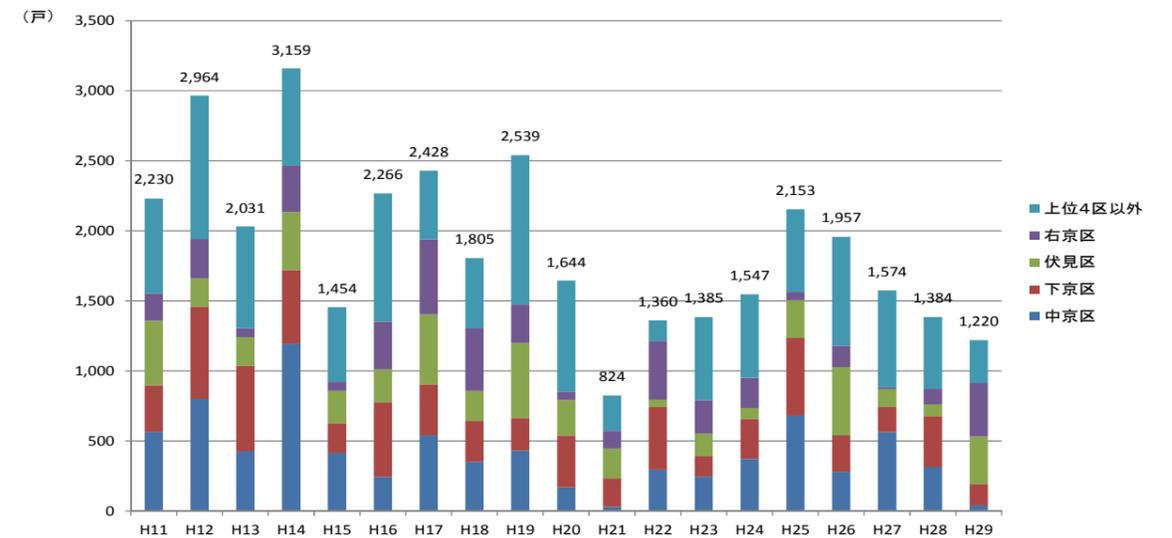
出典：住宅・土地統計調査

■京町家（平成20・21年→28年）



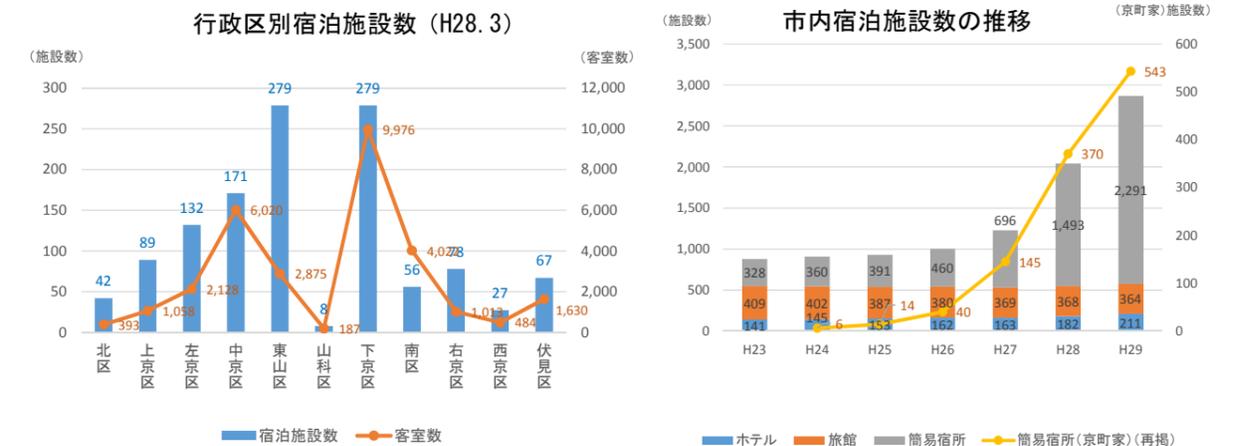
出典：京町家まちづくり調査（H20・21）（及び追跡調査（H28））
※調査対象は戦前に市街化された地域及び旧街道沿い

■マンション供給動向（平成11年→29年）



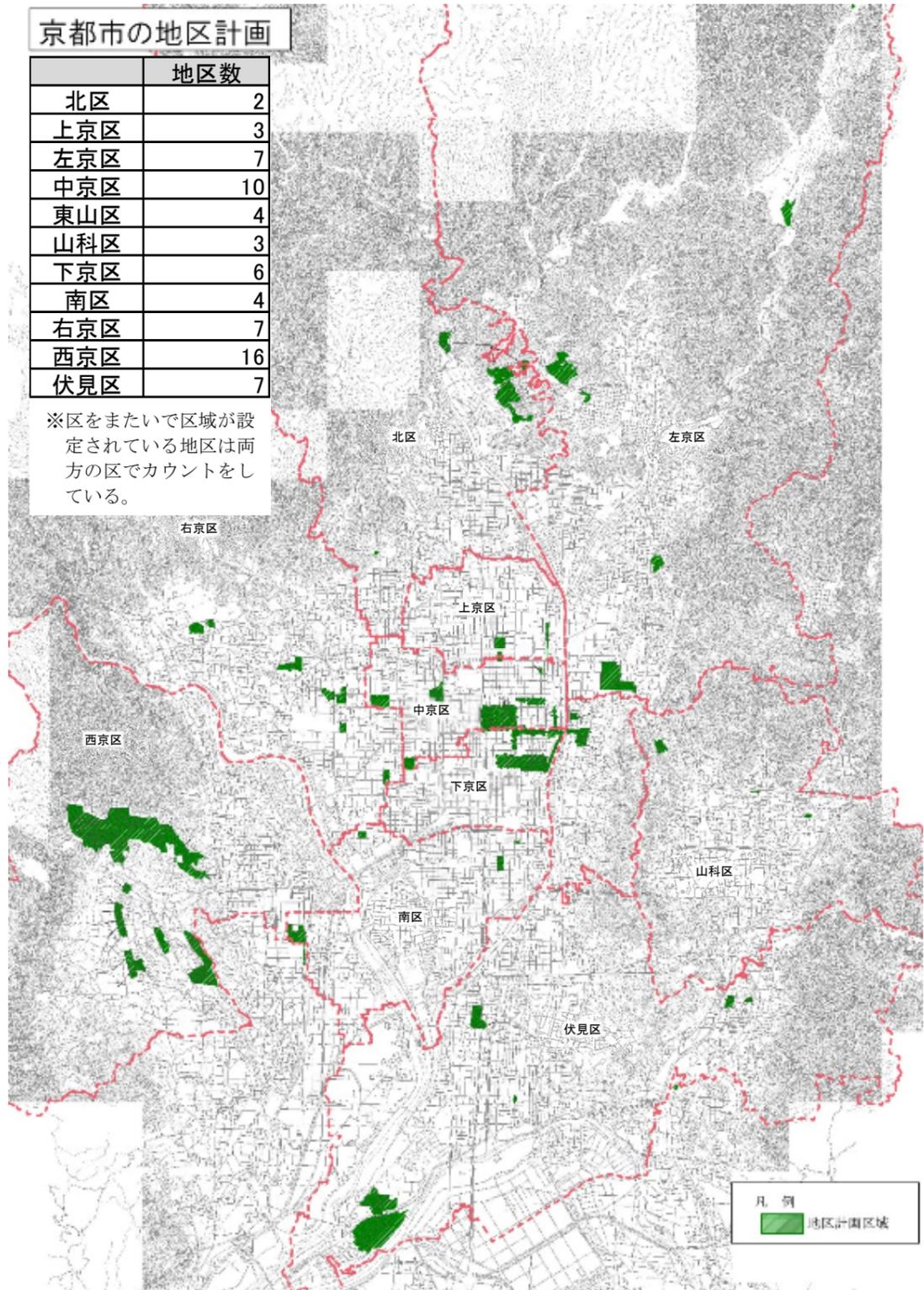
出典：民間調査会社調査報告

■宿泊施設数の動向



出典：旅館業法による許可件数（京都市）

■地区計画の取組状況（計 65 地区にて策定 平成 30 年 4 月 13 日現在）



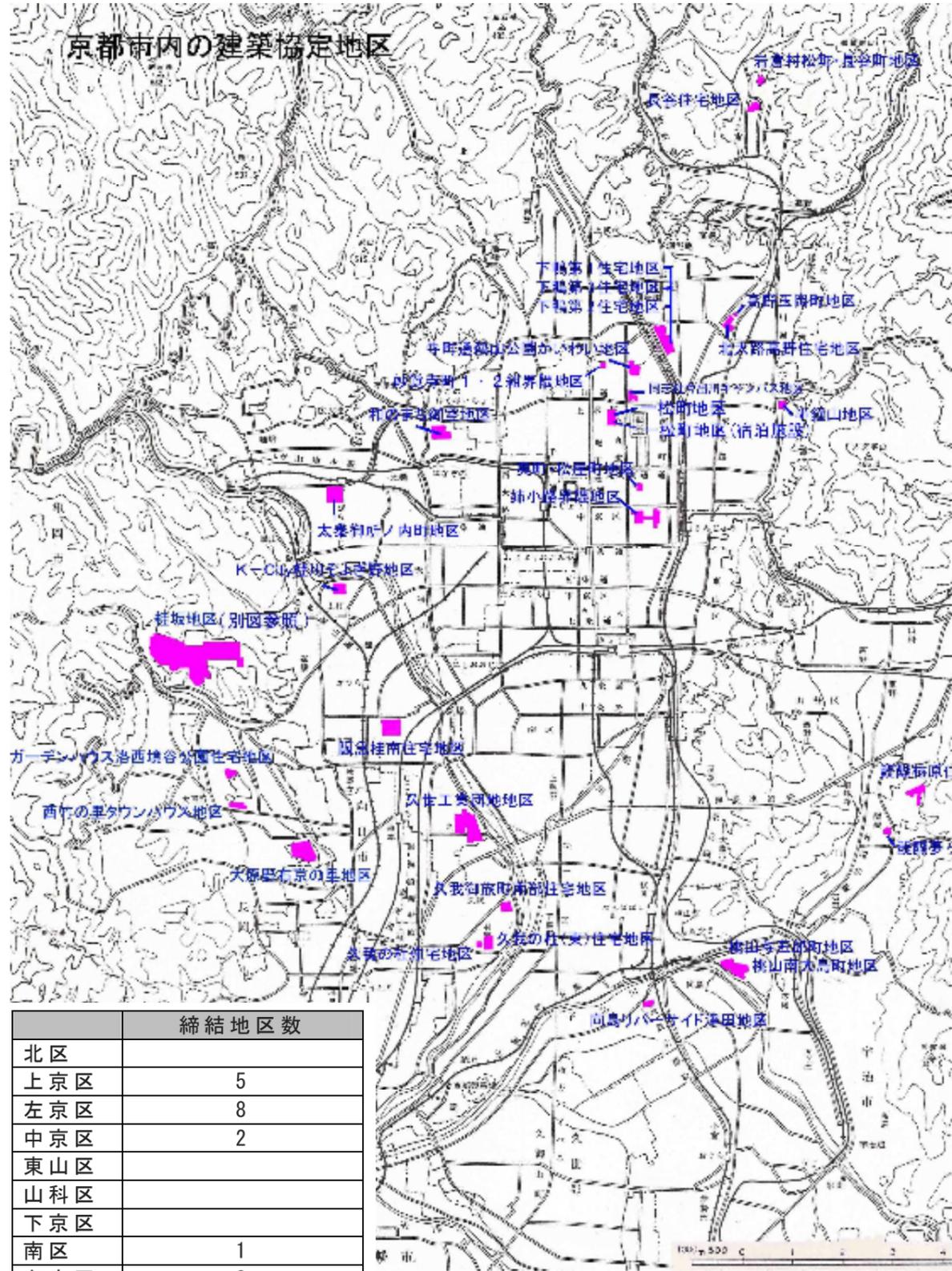
京都市の地区計画

地区	地区数
北区	2
上京区	3
左京区	7
中京区	10
東山区	4
山科区	3
下京区	6
南区	4
右京区	7
西京区	16
伏見区	7

※区をまたいで区域が設定されている地区は両方の区でカウントをしている。

凡例
 地区計画区域

■建築協定の取組状況（計 68 地区にて策定 平成 30 年 6 月 22 日現在）



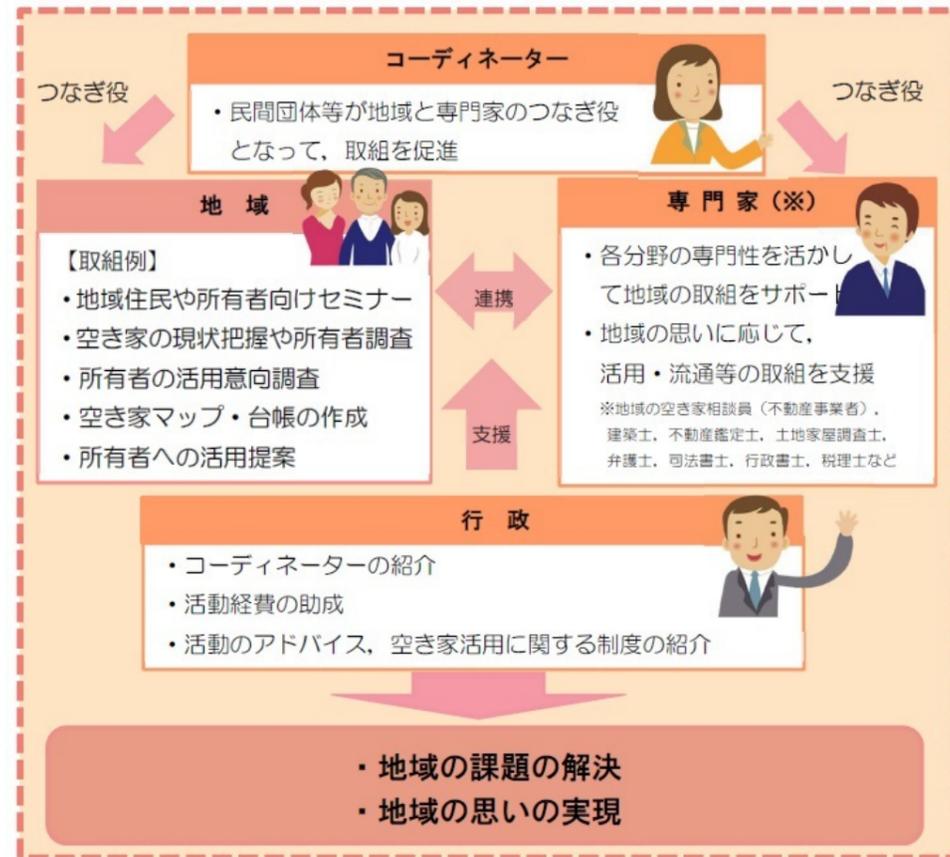
京都市内の建築協定地区

地区	締結地区数
北区	
上京区	5
左京区	8
中京区	2
東山区	
山科区	
下京区	
南区	1
右京区	2
西京区	42 (うち桂坂地区 37)
伏見区	8

■地域連携型空き家流通促進事業の取組状況

地域のまちづくり活動として、地域の魅力やすまい方のルールを取りまとめるとともに、空き家の掘り起こしを行い、不動産事業者等専門家の協力のもと、所有者や地元のニーズに応える空き家の活用を進めることで、地域に人が集い、地域コミュニティが活性化される仕組みの構築に努めています。

現在、京都市全体で45の地域で取り組まれています。



	認定地区数	地区名
北区	2	紫野学区、小野郷学区
上京区	4	春日学区、桃菌学区、成逸学区、待賢学区
左京区	5	大原学区、養徳学区、久多学区、左京北部山間地域（花脊、別所、広河原）、吉田学区
中京区	8	梅屋学区、銅駝学区、竹間学区、朱雀第一学区、朱雀第三学区、朱雀第六学区、乾学区、明倫学区
東山区	5	六原学区、粟田学区、今熊野学区、有济学区、月輪学区
山科区	13	安朱学区、勧修学区、山階南学区、鏡山学区、西野学区、山階学区、音羽川学区、音羽学区、大塚学区、大宅学区、小野学区、百々学区、陵ヶ岡学区
下京区	3	有隣学区、修徳学区、菊浜学区
南区	1	唐橋学区
右京区	2	京北地域、宕陰学区
西京区	2	洛西ニュータウン（新林・竹の里・境谷・福西）、川岡学区

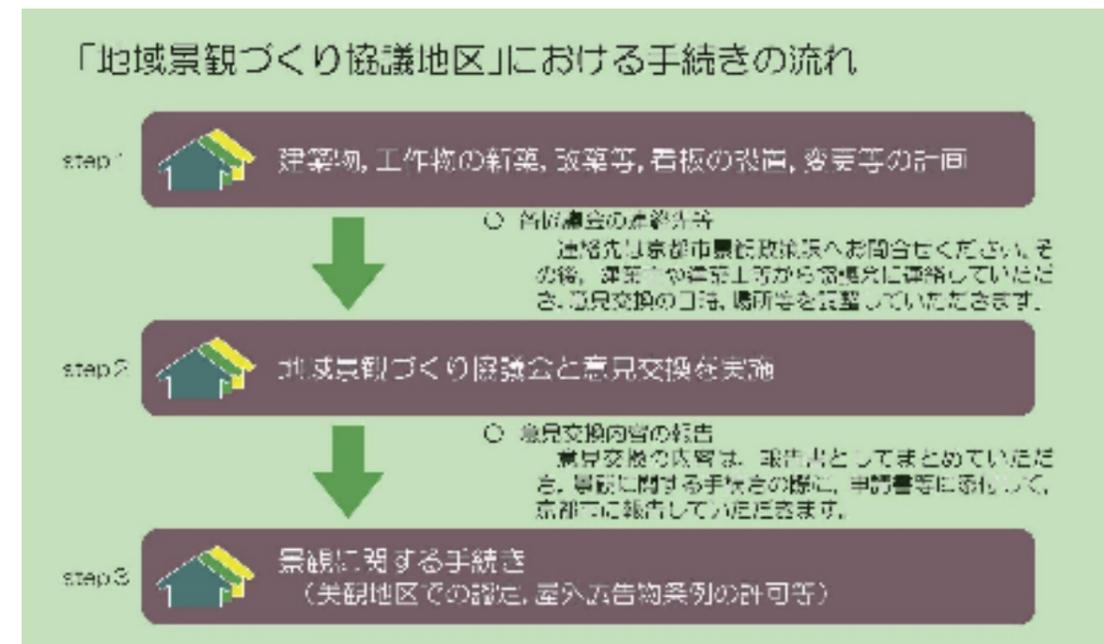
■地域景観づくり協議会制度の取組状況

地域景観づくり協議会は、地域の方々が思いや方向性を共有し、さらには、建築主や事業者等と一緒に地域景観づくりを進めていくためのきっかけとなることを目的にしています。

京都市市街地景観整備条例に基づき、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「地域景観づくり協議会」として市長が認定します。また、協議会の活動区域の景観の保全・創出のための方針をまとめた計画書を「地域景観づくり計画書」として市長が認定します。

計画書に定めた「地域景観づくり協議地区」において建築等をしようとする事業者等は、景観関係の手続（美観地区での認定、屋外広告物条例の許可等）に先立ち、建築等の計画内容について、協議会と意見交換を実施していただきます。

現在、京都市全体で10の地域で取り組まれています。



	認定地区数	協議会名
北区	0	
上京区	0	
左京区	0	
中京区	4	先斗町まちづくり協議会、姉小路界限まちづくり協議会、京の三条まちづくり協議会、明倫自治連合会
東山区	3	西之町まちづくり協議会、一念坂・二寧坂 古都に燃える会、祇園新橋景観づくり協議会
山科区	0	
下京区	1	修徳景観づくり協議会
南区	0	
右京区	1	仁和寺門前まちづくり協議会
西京区	1	桂坂景観まちづくり協議会

■防災まちづくりの取組状況

①優先的に防災まちづくりを進める地区

全国共通の指標による京都市の密集市街地の中から、木造建物の建て詰め状況や細街路の分布状況等の京都市の特性を踏まえた指標等を加味して、「優先的に防災まちづくりを進める地区」を選定しています。

これらの地区では、京都らしい風情や地域コミュニティを維持・継承しながら、地区全体の防災性の向上を図ることを目的に、地域と行政の連携の下、＜防災まちづくり＞を進めています。



また、優先学区以外にも地元発意等、防災まちづくりに取り組む地区があります。

②密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度に基づく「防災まちづくりに取り組んでいる地区の区域」

地域の主体的な防災まちづくり活動を継続的に支援する「京都市密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度」が平成27年4月から実施しています。

この制度は、密集市街地の改善に取り組む地域組織やその組織が定めた方針・計画を公的に位置付けることで、地域・事業者・行政が方向性を共有しながら、持続的に路地やまちの安全向上を図ることを目的として実施しています

「防災まちづくり活動団体」、「路地・まち防災まちづくり計画」、「路地・まち防災まちづくり整備計画」を認定するとともに、その位置付けの下、防災まちづくりを推進する地域に対して各種支援策を講じます。

防災まちづくりに取り組む地区		密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度 防災まちづくり活動団体及び計画 (●路地防災まちづくり計画) (◆路地・まち防災まちづくり整備計画)
北区	2 紫野学区(西地区), 柏野学区	●紫野学区防災まちづくり委員会 ◆北区紫野西土居町のみちづくり整備計画
上京区	6 翔鸞学区, 仁和学区, 正親学区, 聚楽学区, 出水平学区(北地区), 成逸学区	●仁和学区防災まちづくり協議会 ●翔鸞学区防災まちづくり協議会 ●成逸まちづくり推進委員会
左京区		
中京区	3 朱雀第一学区(北地区), 朱雀第二学区, 教業学区	●朱一学区防災まちづくり協議会 ●朱二学区自主防災会
東山区	1 六原学区, 今熊野学区	●六原まちづくり委員会 ◆東山区梅林町のみちづくり整備計画
山科区		
下京区	2 有隣学区, 菊浜学区	
南区		
右京区	2 御室学区(北東地区), 嵐山学区	
西京区		